

## 尼崎市公営企業局広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、尼崎市公営企業局広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、要綱及びこの基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 尼崎市公営企業局（以下「公営企業局」という。）の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 広告の内容が公営企業局の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (9) その他広告掲載をする広告として不適当であると管理者が認めるもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）にかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所・探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 特定商取引に関する法律に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引又は業務提供誘引販売取引に係る業種
- (12) 公営企業局の職員又は公営企業局から依頼・派遣された者であるかのように市民等に誤認させるおそれのある方法により、訪問販売、レンタル、水質検査、修繕・清掃工事等の営業を行っている事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- (14) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (15) 行政機関から是正命令等の不利益処分を前提とした行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 尼崎市税を滞納している事業者
- (17) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者である事業者
- (18) 各種法令に違反しているもの

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- キ 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- ク 射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
- ケ 虚偽の内容を表示するもの
- コ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- サ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- シ 責任の所在が明確でないもの
- ス 広告の内容が明確でないもの
- セ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(WEBページに関する基準)

第6条 要綱第2条第1号に規定する広告媒体への広告に関しては、当該広告媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告媒体がリンクしている広告の内容についてもこの基準を適用する。

(業種ごとの基準)

第7条 業種ごとの基準は、次のとおりとする。

1 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

- (1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。
- (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

- (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

- (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

- (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法第6条の5から第6条の7までの規定、厚生労働省が定める「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」（医療広告ガイドライン）等に反しないこと。
- (2) 不明な点は、尼崎市保健局保健企画課に確認のうえ、掲載の可否について判断する。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エ

ステイック等)の広告は掲載できない。

(4) 不明な点は、尼崎市保健局保健企画課に確認のうえ、掲載の可否について判断する。

## 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)第66条から第68条までの規定、厚生労働省が定める医薬品等適正広告基準等に反しないこと。

(2) 広告対象の事業を行う事業者が、管轄の地方公共団体の薬務担当課で広告内容についての確認を得ること。

## 9 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

(1) 健康増進法第31条、食品衛生法第20条その他関係法令等の規定に反しないこと。

(2) 広告対象の事業を行う事業者が、管轄の地方公共団体の食品担当課及び薬務担当課で広告内容についての確認を得ること。

## 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

(1) サービス全般(介護老人保健施設を除く。)

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：尼崎市事業受託事業者等

(2) 有料老人ホーム

(1)に規定するもののほか、

ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型」及び「有料老人ホームの表示事項」の各類型及び表示事項はすべて表示すること。

イ 当該施設を管轄する地方公共団体の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」に抵触しないこと。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

国土交通省及び厚生労働省が定める「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第22条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法」に反しないこと。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定に反しないこと。

## 11 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の許可に係る許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

## 12 不動産事業

(1) 不動産事業者の広告については、名称、所在地、電話番号、免許証番号(宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許の免許証番号をいう。)等を明記する。

(2) 不動産の取引に関する広告の明記事項については、次に定めるところによる。

不動産の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）及び不動産の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「規則」という。）の規定に従うこと。

(3) 不動産の取引に関する広告において、契約を急がせる旨の内容は、表示しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

#### 1 3 弁護士・司法書士・行政書士・税理士・公認会計士等

各業に関する法令及び資格者団体等の定める広告規制等に反しないこと。

#### 1 4 旅行業

(1) 旅行業法第12条の7及び第12条の8の規定、旅行業公正取引協議会が定める公正競争規約等に反しないこと。

(2) 不当表示でないこと。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

#### 1 5 通信販売業

特定商取引に関する法律第11条及び第12条その他関係法令等の規定に反しないこと。

#### 1 6 雑誌・週刊誌等

(1) 適正な品位を保った広告であること。

(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。

(7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

#### 1 7 映画・興業等

(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。

(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

(5) ショッキングなデザインは使用しない。

(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

#### 1 8 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するもの

は掲載しない。

#### 19 古物商・リサイクルショップ等

- (1) 営業形態に応じて、必要とされる法令等に基づく許可等を受けていること。
- (2) 一般廃棄物処理業に係る市町村長の許可を受けていない場合は、一般廃棄物を収集し、又は運搬することができることをうかがわせるような表示をすることはできない。  
例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄等

#### 20 質屋・チケット等再販売業

- (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。  
例：〇〇〇のバッグ50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等
- (2) 有利さを誤認させるような表示は、してはならない。

#### 21 トランクルーム及び貸し収納業者

- (1) 「トランクルーム」は倉庫業者が運営し、国土交通省の認定を受けた優良トランクルーム（認定マーク付き）であること。
- (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。  
「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

#### 22 ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

#### 23 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

#### 24 その他表示について注意を要すること

- (1) 割引価格の表示  
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。  
例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等
- (2) 比較広告（根拠となる資料が必要）  
主張する内容が客観的に実証されていること。
- (3) 無料で参加・体験できるもの  
費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。  
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等
- (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
  - ア 広告対象の事業を行う事業者が法人である場合は、その法人名（商業登記に登記されている名称）を表示すること。
  - イ 広告対象の事業を行う事業者が法人格を有しない団体又は個人事業主である場合には、責任の所在を明らかにするために、その代表者名を表示すること。ただし、病院等のように法令に基づき代表者等の情報が公表されているものや、営業に当たり法令の規定による許可等を受けなければならない業種においてその許可番号等を表示する場合は、代表者名の表示は省略することができる。
  - ウ 広告対象の事業を行う事業者の①主たる事務所又は広告対象の事業所の所在地及び②当該事務所又は事業所の連絡先の両方を表示すること。なお、連絡先の電話番号

号については、固定電話の番号を表示するものとし、携帯電話、PHS等の番号のみの表示は認めない。

(5) 肖像権・著作権

権利者の許諾を得ているなど、権利侵害をしていないこと。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現はしない。

例：「メーカー希望小売価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望小売価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

薬機法に基づく輸入販売業の許可等法令の規定による許可等が必要な場合は、これらの許可等を受けていること。

(8) アルコール飲料

ア 20歳未満の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年12月17日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年1月17日から施行する。